

新たな連携のきっかけづくりを支援します！

令和8年度

町内自治会による

多様な主体との

連携活動支援補助金

申請募集期間

令和8年3月17日(火)～ 令和8年5月15日(金)

＼あなたの町内自治会で、こんなお悩みありませんか／

解決したい課題があるけど
一緒に考えてくれる人いないかな・・・

新しく活動を始めたいけど
やり方がわからないな・・・

他の団体と一緒に地域活動に取り組みませんか？

お問合せ先

千葉市市民局市民自治推進部 市民自治推進課

住所：260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟8階

電話：043-245-5664 F A X：043-245-5155 メール：jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

千葉市 連携補助金



詳細は裏面へ

背景・趣旨

現在、地域コミュニティの中心的な役割を担っている町内自治会の活動は必要かつ重要なものですが、将来にわたり、地域コミュニティの維持・強化を図っていくためには、町内自治会単独で実施できないことは、地域で活動する様々な団体と協力して活動を継続していくことも含めてご検討いただきたいと考えております。

千葉市では、地域課題の解決や組織運営の円滑化を目指す町内自治会が、新たに他団体と連携して地域活動に取り組むことへのきっかけづくりを支援しています。

制度概要

(1)補助対象団体

千葉市内の町内自治会 ※地区連協は対象外

(2)補助対象事業

町内自治会がNPO等の他団体と連携して新たに取り組む事業のうち、次のいずれかに該当する事業

ア 地域課題解決等、町内自治会が担う公共的、公益的な事業

イ 運営の円滑化や活動の充実等、町内自治会の活動の継続につながる事業

(3)補助限度額／補助率

1団体につき10万円以内／10分の10 ※予算の範囲内

(4)補助対象経費

NPO等の他団体に支払う委託料、報償費及び旅費 ※町内自治会の事務費は補助対象外

申請期間・方法

(1)申請受付期間

令和8年3月17日(火)～令和8年5月15日(金)

(2)申請先・申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、表面のお問合せ先まで持参、電子メール、郵送またはFAXのいずれかの方法で提出

(3)審査及び結果について

申請受付締切後に審査を行い、締切後1か月程度で結果を通知する予定

申請書の書き方や申請事業が補助対象となるか等について、ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

本制度についての詳細は募集要項をご確認ください。

千葉市 連携補助金 募集要項 

